

## 収益・費用の計上時期について

いつもニュースレターをお読みいただきありがとうございます。  
税務部の又平一樹です。

今回は、**収益と費用の計上時期**について、税務上の考え方を簡単に説明させていただきたいと思います。

税務調査の際には、特に決算日前後の売上・費用の計上について論点になることが多いですので参考にさせていただければと思います。



### Q1. 売上の計上時期は？

入金があった＝売上の計上ではありません。法人税法上は『物』の引渡しがあるか否かによって原則的に次のように考えます。

#### 1. 物の引渡しがある取引

(例) 棚卸資産の販売、固定資産の売却、物の引渡しが必要となる請負契約など

⇒その棚卸資産・固定資産・完成した目的物を引き渡した日の属する事業年度

#### 2. 物の引渡しが無い取引

(例) サービス提供、物の引渡しが無い請負契約など

⇒約した役務のすべてを完了した日の属する事業年度

### Q2. 費用の計上時期は？

こちら、支払った＝費用の計上ではありません。次の3つに区分し、それぞれの期間に計上することが求められています。

#### 1. 売上原価、完成工事原価、その他これらに準ずる原価

⇒個別的に対応する売上と同一の事業年度

#### 2. 販売費及び一般管理費その他の費用

⇒債務が確定した(※)日の属する事業年度

※債務確定…決算日までに次の3つの要件を満たすことを言います。

①債務が成立していること(契約を締結している等) ②具体的な給付をすべき原因となる事実が発生していること(役務提供をすでに受けている等) ③金額が合理的に算定可能であること

#### 3. 損失

⇒損失が発生した事業年度

上記については法人税法上の原則的な考え方であるため、例外ももちろん存在します。より具体的な判断等は弊社担当者までお問い合わせいただければと思います。(税務部/又平 一樹)